

会報

第14号

2008年4月1日発行

発行：群馬県地域密着型サービス連絡協議会

事務局：〒370-2102

多野郡吉井町小暮 568-1 かがやき入野ホーム内

TEL 027-320-4176 FAX 027-320-4120

協議会ホームページ <http://www.gunmaken-chiiki.net>

今こそ地域に飛び出そう!!

群馬県地域密着型サービス

連絡協議会会長

井上 謙一



先日、地域密着型サービス連絡協議会が行った会員様へのアンケート調査の内、特に「地域密着型サービス連絡協議会にはどのようなことを期待していますか?」という質問に関して左記のような期待(要望)がありました。

①管理者研修や職員研修の充実・・・47件

- ②事業者間の交流の促進・・・46件
- ③市町村ごとに事業者間の意見交換の実施・・・40件
- ④介護保険制度等の情報の提供・・・38件
- ⑤市町村とのパイプ役を担う・・・24件
- ⑥相談窓口として機能、その他・・・14件+7件

どの要望も現制度の下、地域密着型サービス事業者の置かれている現状と深い因果関係があり、当連絡協議会はこの真摯な受け止め、要望に適時、的確に添えて行ける様、さらなる努力をしていく所存であります。

認知症ケアの質の向上と、介護に携わる人材の確保のため、研修事業はさらに充実しなければなりませんし、県社協等が開催する外部研修

の情報提供や職場内研修(OTJ)を効果的に進める為の研修等、新たな研修を企画していく必要があります。また、市町村が指導・監督権限を強める中、市町村の介護保険制度に関する理解度や判断基準が異なり、本来の共通理念から外れた地域間格差が生じる事態が起きないよう、県内の複数エリアでその範囲内の市町村と事業者との建設的な意見交換会及び情報の共有を図りたいと思います。さらに今年は、来年に向けて介護保険法の見直しと介護人材確保法が衆議院厚生労働委員会で審議中であり、介護人材確保対策は待ったなしの状況であります。当連絡協議会は全国都道府県連絡協議会と連携し、私達介護職員が当たり前の普通の生活ができ、誇りを持って介護の仕事が出来るよう、国への要請行動を現在進めております。

私達、地域密着型サービスの連絡協議会の会員は介護保険制度の創設以来8年にわたり、認知症になっても尊厳を確保しつつ、地域で安心して暮らす事が出来るよう、それぞれの地域で努力してまいりました。この実践は認知症の人、ご家族、行政関係者に支持されたものと確信しております。しかし、地域住民の人々が認知症の相談先として気軽に立ち寄れる拠点になり得ていない感があります。小規模故に制度の変革に翻弄され、運営基盤も強くはありませんが、ここは、一致団結して積極的に地域に向けて働きかけ、認知症の相談拠点、認知症の駆け込み寺として自らアピールしていくべきだと思います。

「認知症になっても地域でいきさる」支援をする第一人者として自信と誇りを持ち続け、明るい未来を築いて行きます。

小規模多機能ホーム交流会が

前橋市勤労福祉センターにて開かれました

平成20年2月26日(火)

曜日、今年度2回目の小規模多機能型居宅介護事業所の交流会が午後1時30分より、前橋市勤労福祉センターにて開催されました。今回は、群馬県内で指定を受けている(未開所含む)32事業所の内、17事業所(20名)が参加され、活発な意見交換等が行われました。また、当連絡協議会の会員になられていない事業所にも案内を出し、参加を呼びかけており、これを機会に会員になられた事業所もいくつかありました。

交流会にあたり、事前に各事業所にアンケートを実施しており、その結果をまとめたものを資料として進められました。



29事業所に配布し、回答のあった12事業所によりまとめられたのが左記のものです。

●運営上の不明点、疑問点、不安な点として

- *介護保険の人員・設備・運営に関する基準について…1件
- *介護報酬の請求に関して…1件
- *運営推進会議に関して…2件
- *行政との関係…2件
- *自己評価・外部評価について…2件
- *居宅サービス計画(ケアプラン)について…7件
- *居宅支援事業所及び他の介護サービスとの関係について…2件
- *運営する上で必要書類(契約書・重要書類説明書・事故報告など)…2件
- *職員の処遇…2件
- *その他…1件

具体的な内容

- ・人員基準の高さに対して

介護報酬が低いので、運営していく事が大変である。

- ・介護報酬に関しては、支給単価が低い為赤字である。

- ・運営推進会議では2ヶ月に1回では、あつという間に変化もなく、話し合う内容も固定している。

- ・プラン作成者として指名されたが皆目見当がつかない。現在居宅サービス計画の作成は行っている。

- ・実際に作ってある参考資料が欲しい。(ケアプラン)

- ・小規模多機能介護計画について、他の事業所で使っているものを参考にした。

- ・訪問看護を事業所内で使っている小規模もある。何故使えるのか知りたい。

- ・どこまでの事故報告を市へ提出したらいいのか。

- ・小規模の緊急時対応マニュアルがあれば参考にした。

●運営上の困っている点

- *利用者が集まらない…6件

- *小規模多機能事業のことが地域に浸透しない…4件

- *介護報酬が適正でない…6件

- *従業員が集まらない…3件

- *居宅介護事業所の協力が得られない…3件

具体的な内容

- ・利用者は小規模を利用したくても居宅のケアマネに遠慮があり断れない。

- ・行政自体が何故小規模が必要なのか理解していない

- ・ケアプランに要する作業量が多く、報酬の必要性がある

- ・ケアマネの仕事が多忙すぎるのに居宅と違いまるめは少ない気がする。

- ・居宅支援から紹介がない以上のアンケート結果が得られました。

まずは、自己紹介がてら、今の現状をお話してもらった所、やはり、会員が増え

ても減り：で人数が集まらなく運営をどのようにしていったらよいのか。行政(包括)より困難事例を紹介され、次の日から“お願い”と丸投げされ困つてしまふ。ご家族が入所施設と間違えているのではないかとと思われる要望がある(ずっと泊めてくれ等)。困難事例が多く、どこまでどうしたら良いのか線引きが難しい。各行政により対応が違い困惑する。ご家族・行政と私達の感覚が違い困る(小規模事業所理解不足)。ケアマネとしての観点から、泊まる回数や、通いの日数の調整が難しい(家族とのやり取りが難しい)。などが挙げられました。

アンケート調査と右記の状況より、まずは、利用者の確保について交換会を進めていきました。出された具体的なものとしてケアマネ等が各居宅支援事業所へパンフレットを持ち

ち、小規模多機能とはどういう所なのか、きちんと説明して理解してもらい、具体的事例を持つて(バラバラで各サービスを利用している人等)、こういう人は是非！と話しを持っていくという意見や、また、空き情報を具体的にかつ、定期的に流す。というもの等も意見としてあげられました。その中で、ファックスは、日々の忙しい業務の中、外に出掛けていく手間がはぶけて良いのと同時に、やはり居宅支援事業所のケアマネさんも種々の情報

が提供する事が大切である！という事で交流会は白熱した中終わりました。皆さんお疲れ様でした。これを機会に、横のつながりも持ち、個々に交流が持てると、より良いと思います。

各ブロックより

西部ブロック

活動内容としては

19年8月2日 第1回西部ブロック総会を開催し、高崎市と安中市による現在の状況と今後の計画予定を話してもらい、研修部会から今年度の活動予定とレベルアップ研修のマニュアル説明を行った。

19年10月20日 地域住民向け講座行ふ。主催はグループホームじゅんけんぽんにて、認知症養成講座として行った。

19年12月16日 介護まると相談会行ふ。主催は

ケアサポートセンターようざんにて、認知症サポーター養成講座として行った。研修委員より、今年度は45事業所中18の事業所が、レベルアップ研修の受け入れと派遣共に可能でした。6月からレベルアップ研修が開始され、20年3月末日の時点で、9回の研修が行われました。また、どんな研修を希望しているのか、アンケートを実施した結果「リスクマネージメント」「職員のストレス等のメンタル」が多く、次に「感染症等医療」「新任者研修」が挙げられました。この件を踏まえて、研修を予定していましたが、研修の機会を設ける事ができず、大変申し訳ありませんでした。次年度(20年度)は、皆さんの要望にあった研修を開催したいと思います。今後ともよろしくお願いします。最後に、広報ネットワーク委員よ

り広報やホームページの中で掲載して欲しい情報等、ご要望を伺っています。引き続き皆さんの意見をお聞かせ願いたいと思います。最後に、何でも構いませんので、私、西部ブロック長「グループホームなごみ松原徹」まで連絡下さい。開催して欲しい研修内容・基準等の質問・実施指導による質問等、愚痴等でも構いません。少しでも皆さんの手助けのきっかけになりたいと思いますので、まずは一報を。

中・北毛ブロック

日頃より中・北毛ブロックの活動に関して、大変ご支援・ご協力を賜り感謝申し上げます。さて、中・北毛ブロックより、平成19年度の活動状況報告をさせていただきます。7月に研修担当者より43事業所に対して、レベルアップ交換研修に関する予定と各事業所

で今後行つて欲しい研修についてのアンケート調査を行いました。アンケート依頼総件数43件・回答数32件・回収率76・2%であり、レベルアップ研修においては、「派遣のみ出来るが2件」・「受け入れのみ出来る18件」・「両方出来る2件」・「両方出来ない2件」・「無回答8件」であり、9月より実際に各事業所で交換研修を開始し、11月末までの2ヶ月間で9事業所が終了しています。また、今後行つて欲しい研修については、「事故対策（予防）」についてが16件・「専門家による講演13件」・「認知症ケアについて12件」・「看取りについて11件」・「高齢者の疾患や対応について8件」・「事例検討会について7件」・「介護保険について6件」・「職員の接遇について5件」・「ケアプランについて5件」・「認知症について3件」・「食中毒や感染予

防について2件」・「義務付け内容について1件」・「地域運営推進会議の情報交換会について1件」（複数回答あり）の回答を頂き、平成20年1月25日、渋川市民会館において、当連絡協議会会長である井上謙一氏を講師にお招き致し、大変理解しやすいご講義頂き、後半は各事業所で日頃の困りごとなどの意見交換を行い、有意義なひと時であつたと思います。今後は広報ネットワークも含め、各事業所のご意見を参考にした活動を前向きに取り組んで行きたいと思っています。

東毛ブロック

3月18日（火）平成19年度3回目のブロック別研修会を太田の蕪川行政センターで行いました。内容は、「接遇とケアプラン」について地域密着型連絡協議会副会長の恩田さんに講師をお願いしました。職業人としての基本的な接遇について介護職

は、学ぶ機会がなく、即現場に入っていくことも多く、改めて接遇の持つ意味を学ぶ事が出来ました。特に認知症高齢者に対しては職員の笑顔や声かけが大切なケアの第一歩です。接遇の持つ効果を理解できました。

ケアプランについては、どこのグループホームも効果的な実践に苦慮されていきました。具体的な対応などが話し合われ研修後の交流会でもケアプランの実践方法や工夫など活発に情報交換が行われました。

また2回目のレベルアップ研修は、派遣地域のアンケートを取ることで施設の要望に応えていきました。相互間の派遣が近隣施設に限らなくなった為、変化のある組み合わせが可能になり、参加された施設からは好評でした。今後もお互いに助け合い認知症ケアの質の向上のために努力してい

きたいと考えています。

南部ブロック

南部ブロックの活動として今年度唯一の活動となつてしまいましたが、3月29日に吉井産業文化会館於いて「情報交換会」を行いました。南部ブロックの25事業所中、6事業所が残念ながら不参加、6事業所が参加可否の連絡が頂けず、13事業所の方々にご参加いただきました。

情報交換会では、まず広報ネットワーク委員の佐藤さんから、地域密着型サービス連絡協議会の新しいホームページの再登録を依頼するお話がありました。その後は、職員の確保、ご利用者の確保について、フリートークでその問題点や対応の工夫について話し合いました。ご利用者の確保については、地域密着という制度から他市町村からの入居者が期待できない状況

であり、満床を維持することが困難な現状であることが確認されました。その対応方法として、地域包括支援センター活性化を期待するとともに、事業所側としては、地域密着型サービスを活用し、リアルタイムで空き室状況が周知できる体制を構築する必要がある。また、地域包括支援センターを含む行政機関や、居室介護支援事業所などに、空室ができた段階でその情報をファックスなどでお知らせする。などの具体的な対応策を見出すことができた。加えて、地域密着という制度について、居住地の自由を保障している憲法に違反しているのではないかと、制度が適正に運用されていないのではないかと。また、認知症の高齢者にとって、本当の「住み慣れた地域」とはどこなのかを考慮していないことも、

「地域密着」という耳あたりの良い言葉の乱用なのではないかという、制度そのものについての疑問の声も聞かれました。その他として、事業所の指定更新申請について、保険者によって書式に微妙な差異があり、事務所を配置していない小さな事業所では相当の負担になっているため、県内くらはいはフォーマットを統一して欲しいという意見がありました。また、厚生労働省の老健局が発表した資料では、みなし指定でご入居いただいている利用者は、更新申請が必要ないとも読み取れる資料がある為、その真意を確かめて欲しいという意見もありました。短い時間でしたが、活発な情報交換が実施でき、とても有意義な時間だったと思います。来年度は、交換研修を含め、活発な活動を目指したいと考えております。

認知症高齢者グループホーム等社会福祉施設における

消防法施行令の一部改正について

すでに皆様も通知によりご承知の事と思いますが、消防法施行令の一部を改正する政令及び消防法の施行規則の一部を改正する省令が平成19年6月13日に公布されました。今回の改正は火災

より3年間（消火器に関して1年間）の猶予期間が設けられます。

また、すべての対象施設に設置された消防用設備等は、消防機関の検査も義務付けられます。ただし、スプリンクラーについては、延べ面積1,000㎡未満の場合、特定施設水道連結型SP設備とすることが出来ます。その他、スプリンクラー設置免除に関する特例があり、延べ面積1,000㎡未満の小規模社会福祉施設について、左記条件のいずれかに該当するものについては、令32条特例を適用して免除する事が出来ます。ただし、適用可否の判断は、必要に応じて、設計図書や事業計画等により確認する事とされています。

かつ、スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置を義務付けられました。本政省令改正は平成21年4月1日施行されます。従って、それ以降に新築される対象施設については本基準に従って消防用設備等の設置が必要となります。また、既存施設においては、施行日

対象施設には、老人短期入所施設・特別養護老人ホーム等があり、その中に認知症高齢者グループホームも入っています。まずは、防火管理者を選任し、消防計画の作成など防火管理業務を行わせることが必要になる収容人員の要件を、30人以上から10人以上に改められ、防火管理者は、甲種防火管理の課程を修了した者等となります。そして、消防用設備等の設置として、275㎡以上の対象施設にスプリンクラーの設置。すべての対象施設に自動火災報知機と消防機関へ通報する火災報知設備、消火器の設置が義務付けられます。

①夜間に、自力避難困難者（要介護3以上の老人、障害程度区分4以上の障害者、

乳児、幼児）の避難介助の為に必要な介助者が、左記に記した者を満たす人数以上確保されているもの（二階建て以下で、内装仕様が不燃、準不燃又は、難燃材料であること）

＊介助者が従業者等（夜勤職員・宿直職員・宿直ボランティア・住み込みの管理者など）であれば、介助者一人当たりが介助できる自力避難困難者の数が4人以内

＊介助者が近隣協力者（併設施設の職員・近隣住民・警備会社の職員など）で、介助者一人当たりが介助できる自力避難困難者の数が3人以内

②各居室から地上又は一時避難場所に、扉または掃き出し窓を介して直接出ることができるもの、又は、火災室の開口部に面する部分を経由せずに至ることができるもの（2階建て以下で、内装仕様が不燃・準不燃又は、難燃材料であること）



③共同住宅の複数の部屋を占有し、その総面積により小規模社会福祉施設に該当するもので、一区画あたりの床面積が100㎡以下、自力避難困難者の数が一区画あたり4人以下（誘導に従って自力的に歩行避難可能であること）であるもの（内装仕様が不燃・準不燃又は、難燃材料であり、3階以上の階にある場合は、耐火構造かつ開口部に防火設備が必要）

④1、2、3以外で、避難所要時間が避難限界時間を越えないもの（計算値または実際の避難訓練における所要時間による）

以上です。

群馬県地域密着型サービス連絡協議会ホームページの新規登録はお済ですか？

19年度に協議会の名称が変わり、ホームページもリニューアルしております！
以前のホームページにて登録されていた事業者さんも、再度登録が必要です。下記にアクセスしていただき、会員になられている事業者さんは、画面に従い是非登録をお願い致します
また、登録がお済になられている事業者さんは、自ホームの情報入力を行ってください
空き情報も入力できます。皆さん！ホームページを有効に使いましょう

<http://www.gunmaken-chiiki.net> で接続 または「群馬県地域密着型サービス」で検索

皆様からの、ホームページに関するご要望も承っております。どのようなページがあると便利か、使いやすいか・・・是非、声を聞かせてください（*^_^*）

広報ネットワーク部会 担当“やさしい家”中原 及び各ブロックの広報ネットワーク委員へ

編集後記

19年度最後の広報誌が4月に持ち越してしまい発行がかなり遅れ大変申し訳ありませんでした。日々仕事をする中で、書類作成等の仕事が増え、デスクワークが多くなったなあと実感します。現場好きの私にとっては、寂しい限りです。最近では年齢もそうですが、運動不足も実感しており、今年に入ってから手軽に出来る、ジョギングを始めました。ストレス解消にも有効的ですし、仕事とは関係のない仲間の輪も広がり良いものです。時には自転車通勤もして今の季節はいいですよ。（中原）

苦情相談受付

☎ 0277-74-6435

Fax 0277-74-6436

E-mail niisato_w@kazokunoie.net

様々な厳しい情勢のなか、悩み・疑問等ございましたら気軽にご連絡ください

ケアホーム家族の家新里

指導運営部会 担当 渡邊高行まで